平成19年10月25日
第２１回代表者会
当日配布資料４

自治基本条例の規定領域のイメージと男女共同参画の関係性の整理

○男女共同参画の実現を目指す領域
・企業、家族や私人間の関係を含む領域
※国による制度化や市の施策の実施による波及効果を求められる領域

○自治基本条例の規定が及ぶ領域
・市、町内会、NPO 等の各種団体等により自治が行われる領域
※<u>現行のたたき台で人権・多様性が尊重され、市民の権利が保障される領域</u>

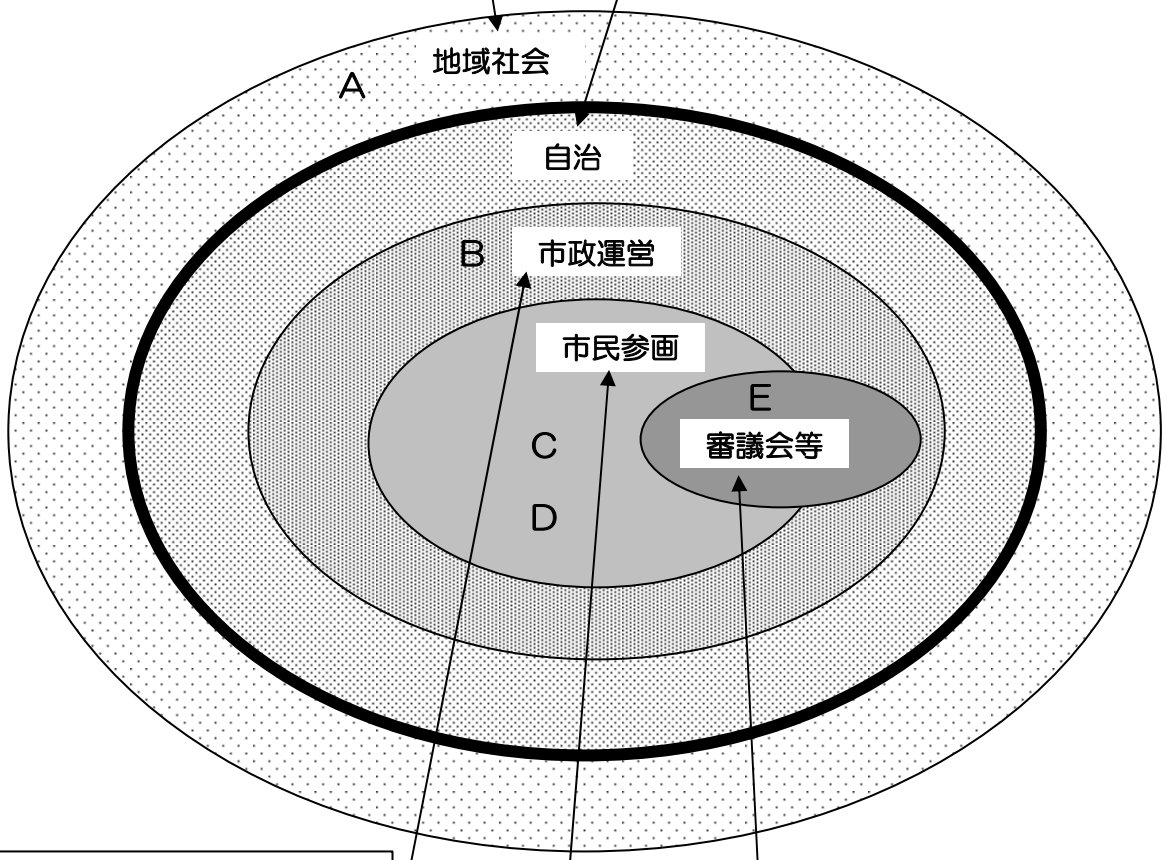

○市政運営全般の領域
・市議会、市長等の権限に属する事項を含む領域
※施策の策定及び実施に当たって、男女共同参画の精神をいかすことを配慮しなければならない領域

○クオータ制が適用される主な領域
・執行機関の附属機関の委員等が活動する領域
※男女共同参画基本条例における積極的格差是正措置を講ずる領域

○市民参画を行う領域
・全市民がパブリックコメント等を通じて市民参画できる領域
※広報活動などにより、男女共同参画を推進する領域